

○八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱（平成19年7月1日施行）

平成19年7月1日施行

改正 平成19年10月28日

改正 平成25年8月26日

改正 令和3年10月18日

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条の2に定める館外個人貸出しの登録手続き、第6条の3に定める館外個人貸出しの期間及び第9条に定める館外個人貸出しの制限について必要な事項を定めるものとする。

（館外個人貸出しの登録及び更新）

第2条 規則第6条の2第1項にいう確認書類とは次のいずれかとする。

(1) 八王子市内（以下「市内」という。）又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者として登録を受けようとする者。

ア 運転免許証

イ 国民健康保険被保険者証及びそれに類する書類

ウ 旅券

エ 学生証、生徒手帳及びそれらに類する書類（登録を受けようとする者の住所の記載のあるもの）

オ 住民基本台帳カード（登録を受けようとする者の住所の記載のあるもの）

カ 外国人登録証、外国人登録証明書

キ 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳

ク 住民票の写し

ケ その他八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和42年教育委員会規則第6号）第4条に定める館長（以下「館長」という。）が認める書類

(2) 市内に通勤する者として登録を受けようとする者。

前号の書類に加え、次の書類とする。ただし、当該書類に登録を受けようとする者の住所が記載されている場合には、前号の書類は省略することができる。

ア 社員証及びそれに類する書類

イ その他館長が認める書類

(3) 市内に通学する者として登録を受けようとする者

第1号の書類に加え、次の書類とする。ただし、当該書類に登録を受けようとする者の住所が記載されている場合には、第1号の書類は省略することができる。

ア 学生証、生徒手帳及びそれらに類する書類

イ その他館長が認める書類

(貸出期間の延長)

第3条 教育委員会は図書館資料の個人貸出しを受けた者から貸出期間内に貸出期間の延長の申出があったときは、各図書館資料につき1回、当該申出の日から2週間以内の間で(申出を受けた図書館が規則第4条の規定により末日に休館するときは次の当該図書館の開館日まで)貸出期間を延長することができる。

(貸出制限)

第4条 教育委員会は、図書館資料の個人貸出しを受けた者が、貸出し期間満了後1月を超えて貸出し資料を返納しない場合は、その者に対し、新たに図書館資料の貸出しを行わない。

2 教育委員会は次の各号のいずれかに該当したときは、貸出し制限を解除するものとする。

(1)貸出し制限を受けることになった資料を全て返納したとき。

(2)貸出し制限を受けることになった資料の弁償が完了したとき。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生涯学習スポーツ部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。